

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第79号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和40年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県宅地建物取引業法施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>（宅地建物取引主任者資格試験受験申込書）</p> <p>第3条 法第16条第1項の宅地建物取引主任者資格試験を受けようとする者は、様式第1号による受験申込書を知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。）</u>）に提出しなければならない。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第5条 法及び省令の規定により知事に提出する書類は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出する場合を除き、提出しようとする者の主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長（主たる事務所が、八頭郡に所在する場合には東部総合事務所長、日野郡に所在する場合には西部総合事務所長。）を経由することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>宅地建物取引業法施行細則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（宅地建物取引主任者資格試験受験申込書）</p> <p>第3条 法第16条第1項の<u>規定による</u>宅地建物取引主任者資格試験を受けようとする者は、様式第1号による受験申込書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第5条 法及び省令の規定により知事に提出する書類は、主たる事務所の所在地を所管する総合事務所長（主たる事務所が、八頭郡に所在する場合には東部総合事務所長、日野郡に所在する場合には西部総合事務所長）を<u>經由しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。